

# 平成25年度 共済事業のあらまし掲載内容に係るお詫びと訂正について

平成25年4月に配付しております「平成25年度 共済事業のあらまし」につきまして、下記のとおり内容に誤りがありましたのでここに訂正してお詫び申し上げます。

箇 所	誤	正
P39 中段	<p>②1か月の一部負担金などの金額が <u>25,000円</u>以上のものが複数あるとき(世帯合算)</p> <p>同一の世帯で(組合員及び被扶養者について)、同一の月にそれぞれ1つの病院等に支払った一部負担金などの額が<u>25,000円</u>以上のものが2つ以上ある場合には、</p>	<p>②1か月の一部負担金などの金額が <u>21,000円</u>以上のものが複数あるとき(世帯合算)</p> <p>同一の世帯で(組合員及び被扶養者について)、同一の月にそれぞれ1つの病院等に支払った一部負担金などの額が<u>21,000円</u>以上のものが2つ以上ある場合には、</p>
P39 後段 注意書き(1) 3行目	は、上記 <u>25,000円</u> は <u>12,500円</u> となります。	は、上記 <u>21,000円</u> は <u>10,500円</u> となります。
P40 計算例 説明書き1行目 及び3行目	・平成25年4月診療分において、一部負担金(窓口負担)として <u>25,000円</u> 以 養者の一部負担金が <u>25,000円</u> 未満の場合。	・平成25年4月診療分において、一部負担金(窓口負担)として <u>21,000円</u> 以 養者の一部負担金が <u>21,000円</u> 未満の場合。
計算例内枠下 説明書き1行目 及び3行目	この場合、一部負担金が <u>25,000円</u> 以上の A さんと B さんが世帯合算の対象と 一部負担金が <u>25,000円</u> 未満であっても世帯合算の対象者)の3人が世帯合算	この場合、一部負担金が <u>21,000円</u> 以上の A さんと B さんが世帯合算の対象と 一部負担金が <u>21,000円</u> 未満であっても世帯合算の対象者)の3人が世帯合算